

事業者の皆様へ

商店・事務所・診療所・農業・工場・スーパー・飲食業等

事業系一般廃棄物(ごみ)の 適正処理と 減量をしましょう!

事業者の皆様は「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」に基づき、
事業系一般廃棄物の適正処理、減量化に努めましょう。



地球環境の保全や資源保護は人間や生物が生きていく上で最も重要なことです。

環境問題は、社会経済活動が起因している割合が大きく、問題解決のためには、
事業活動に伴って排出される一般廃棄物(事業系一般廃棄物)の適正処理とともに、

廃棄物の減量対策として、廃棄物の**3R**

リデュース **Reduce** 発生抑制(ごみも資源ももともとから減らす)

リユース **Reuse** 再使用(くりかえし使う)

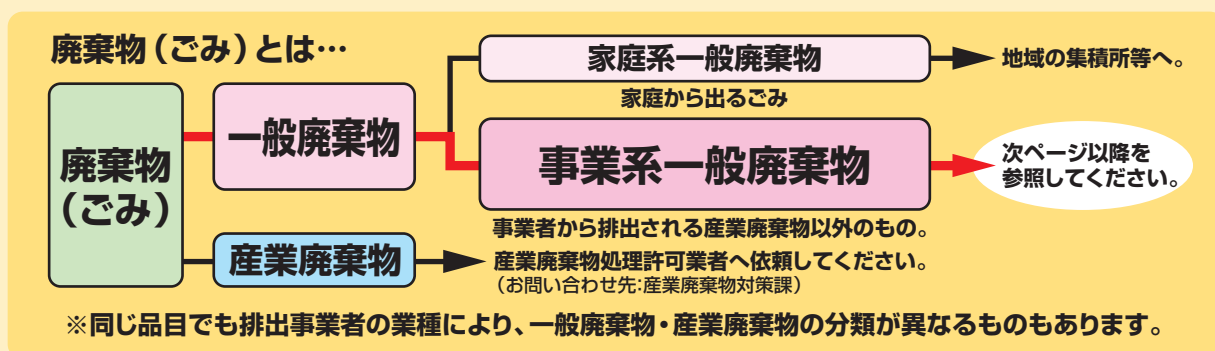
リサイクル **Recycle** 再生利用(資源として再び利用する)

を実施して、環境にやさしい社会の構築にご協力ください。

浜 松 市

1. 事業系一般廃棄物とは？

廃棄物（ごみ）は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、一般廃棄物には家庭から排出される家庭系一般廃棄物と、事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物があります。



2. 事業系一般廃棄物の処理

○廃棄物の処理は事業者による責任があります。

事業活動に伴って排出される廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」において、排出者としての事業者自身が事業者責任に基づき適正に処理することが基本とされています。

ごみの不法投棄は犯罪です!!ごみを不法投棄してはいけません!!

ごみをみだりに投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金又はこの併科に処されることがあります。

事業系一般廃棄物は、地域の家庭ごみ集積所に出してはいけません。

事業系一般廃棄物は、浜松市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託するなどして、適正に処理してください。



3. 事業系一般廃棄物の把握と排出時のルール

○廃棄物の管理担当者を決めましょう。

事業所内の廃棄物量の把握や分別の徹底、廃棄物保管場所の管理をするために、廃棄物の管理担当者を決めましょう。

○事業系一般廃棄物の種類、量を把握しましょう。

どのような廃棄物がどのくらい排出されているか、廃棄物の種類や量を把握しましょう。

○廃棄物の分別をしましょう。

4、5ページの「事業系一般廃棄物の分別について」を参考に、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に分別し、さらに燃えるごみや再生利用できる古紙などに分別しましょう。

○廃棄物の保管場所の確保、排出時のルール

事業者はその敷地内に廃棄物の保管場所を確保し、廃棄物が排出されるまでは次のことに注意しましょう。

- ・ 廃棄物の保管・排出の際には、廃棄物の飛散や流出、悪臭などが発生しないようにしましょう。
- ・ 廃棄物の収集時には、収集車両の騒音などにより周辺の住民などに迷惑をかけないようにしましょう。
- ・ 廃棄物の保管場所は、火気のない安全な場所にしましょう。
- ・ 廃棄物を排出する時には、中身が確認できる透明・半透明の袋を使用するなどして排出してください。

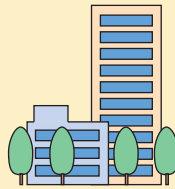
4. 事業系一般廃棄物の処理の流れ

事業系一般廃棄物は集積所に出してはいけません!

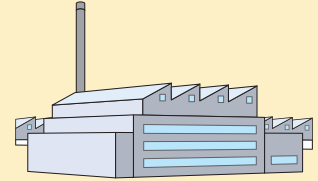
事業活動による廃棄物の発生



商店



オフィス



工場

事業所などから排出される廃棄物の分別と処理

事業系一般廃棄物



もっぱら再生利用廃棄物
(空びん類、鉄くず、古紙、古布に限る)



事業系一般廃棄物

産業廃棄物



産業廃棄物処理許可業者へ依頼してください。

収集・運搬



資源回収業者
(空びん、空き缶、古紙、古布に限る)

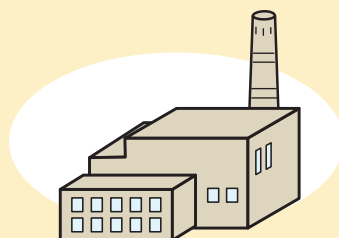


一般廃棄物収集運搬許可業者

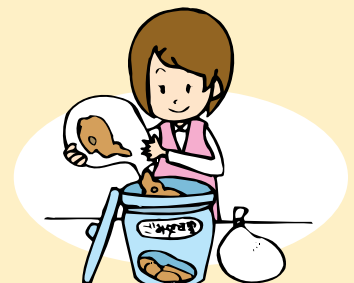
処理



リサイクル
(空びん、空き缶、古紙、古布に限る)



市のごみ処理施設、焼却
破砕、埋立

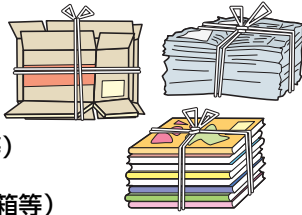
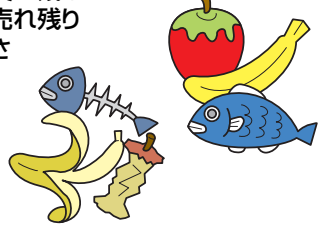

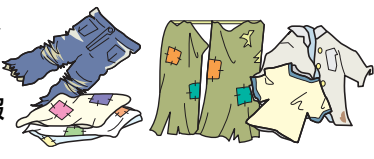




自己処理

5. 事業系一般廃棄物の分別について

- 事業系一般廃棄物とは、法律で定めた20種類の産業廃棄物以外の廃棄物で、商店・事務所・診療所・農業・工場・スーパー・飲食業・イベント等の事業活動に伴って排出される廃棄物をいいます。
- 事業系一般廃棄物は排出者の責任において、生ごみ処理機等により自己処理するか、市のごみ処理施設で処理するなど、適正処理をしてください。
- 排出者がごみの分別を徹底することで、ごみの減量やリサイクル、さらにはコスト削減につながります。次の品目を参考に、分別の徹底をお願いします。

(この分別がすべての事業所に当てはまるものではありません。)

| 品目 | 例 | 処分方法 |
|--------------|--|--|
| 古紙 | <p>段ボール 新聞・チラシ 雑誌 紙パック オフィス紙 (コピー紙等) その他の紙 (包装紙、紙箱等)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルできる古紙は、資源回収業者に処理を委託してください。 ・機密文書も機密性を保持したままリサイクルできる業者があります。 ・リサイクルできない紙(カーボン紙、窓付き封筒等)は「燃えるごみ」の項目を参考にしてください。 ※建築工事等に係る紙くずや、製紙、出版、印刷物加工業等から生じた紙くずは、産業廃棄物の紙くずになります。 |
| 生ごみ | <p>食品の食べ残し 食品の売れ残り 調理残さ 魚あら</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ生ごみ処理機等で自らごみの減量、リサイクルをしてください。 ・魚あらについては魚あら専門の一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。 ・生ごみをリサイクルできない場合には、水切りをして、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託してください。市のごみ処理工場で焼却します。 ※食品関連事業者は食品リサイクル法に基づきごみの減量、リサイクルをしてください。 ※食品製造業等から生じた生ごみは、産業廃棄物の動物性残さに該当します。 |
| 草木類 木くず | <p>剪定枝葉 刈草 木製家具</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ草木類や木くずをリサイクルする一般廃棄物再生利用指定業者に処理を委託してください。 ・リサイクルに適さないものは、長さ60cm、太さ5cm以内に切り、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託してください。市のごみ処理工場で焼却します。 ※建築工事等に係る木くずや、木材又は木製品製造業、物品賃貸業等から生じた木くず、木製パレットは、産業廃棄物の木くずに該当します。 |
| 古布 | <p>ウエス 軍手 制服 作業服</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルできる古布は、資源回収業者に処理を委託してください。 ※建築工事等に係る繊維くずや、繊維工業等から生じた木綿くず等の天然繊維くずは、産業廃棄物の繊維くずに該当します。 |
| 燃えるごみ | <p>汚れのついた紙 リサイクルできない紙 (カーボン紙、窓付き封筒等) 布団</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託してください。市のごみ処理工場で焼却します。 ・可能な限りリサイクルするよう分別を徹底しましょう。 ・布団・毛布等は長さ60cm以内に切り、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託してください。市のごみ処理工場で焼却します。 |
| びん ペットボトル | <p>飲食用びん 飲食用ペットボトル (PETボトルの識別表示マークがあるもの)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴って生じたびん・ペットボトルは産業廃棄物に該当しますが、飲食用びん、飲食用ペットボトルに限り、市のごみ処理施設でリサイクルとして処理することができます。 ・市のごみ処理施設に出す場合には、キャップをはずして中をすすぎ、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託してください。 ・ペットボトルについては、ラベルもはずしてください。 ・びんは「無色透明、茶色、その他の色」ごとに分けてください。 |

一般廃棄物

産業廃棄物

| 品目 | 例 | 注意点等 |
|----------------------------|---|--|
| 廃油 | <p>食用油 機械油</p>  | <p>※事業活動に伴って生じた廃油は、産業廃棄物の廃油に該当します。</p> |
| 廃プラスチック類 | <p>発泡スチロール プラスチック容器 タイヤ バンパー 農業用ビニール</p>  | <p>※事業活動に伴って生じたプラスチック容器は、産業廃棄物に該当しますが、従業員が食べた市販弁当のプラスチック容器等に関し、市のごみ処理施設で処理することができます。</p> |
| 金属くず | <p>飲食用の缶 鍋 ハサミや刃物類 スプレー缶 バインダーの金具 金属製机、棚</p>  | <p>※事業活動に伴って生じた金属くずは、産業廃棄物の金属くずに該当します。</p> |
| ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず | <p>ガラスのコップ 陶器の茶碗 蛍光灯</p>  | <p>※事業活動に伴って生じたガラスくず等は、産業廃棄物のガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに該当します。</p> |
| 電池 バッテリー | <p>乾電池 ボタン電池 バッテリー</p>  | <p>※事業活動に伴って生じた電池・バッテリー等は、産業廃棄物に該当します。</p> |
| 家電製品 | <p>家電リサイクル対象物 テレビ、冷蔵（冷凍）庫、エアコン 洗濯機及び衣類乾燥機</p>  | <p>・家電小売店に引き渡すか、指定引取場所に自己搬入し、処理してください。</p> |
| パソコン | <p>パソコン ディスプレイ</p>  | <p>・パソコン製造業者等に処理方法をお問い合わせください。</p> |

その他

6. 廃棄物の適正な処理について

事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別し、それぞれの方法で適正に処理する必要があります。

廃棄処理またはリサイクルを委託する

○廃棄処理するもの

○事業系一般廃棄物の場合

1. 浜松市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者と、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の種類、量、収集日時、場所、搬入先、料金などの委託内容を相談してください。

※一般廃棄物収集運搬許可業者については、別紙一覧表や浜松市公式ホームページをご覧ください。

2. 委託内容について合意できたら、一般廃棄物収集運搬許可業者と一般廃棄物の収集運搬契約を締結しましょう。

○産業廃棄物の場合

浜松市では原則として産業廃棄物を処理できません。

産業廃棄物の処理は、排出事業者自らが行うか、産業廃棄物を処理できる許可業者に、その処理を委託しなければなりません。

○もっぱら再生廃棄物の場合

もっぱら再生廃棄物（空びん類、鉄くず、古紙、古布の4種類に限る。）は、資源回収業者に処理を委託することができます。

○一般廃棄物再生利用指定業者が処理できる廃棄物の場合

剪定、草刈などの草木類、木製棚や箱などの木質系ごみ、ガラスくずは、浜松市から指定を受けた一般廃棄物再生利用指定業者が処理し、再生利用することができます。

これらの種類の廃棄物の処理にあたっては、一般廃棄物再生利用指定業者と廃棄物の種類、量などの委託内容を相談し、処理契約を締結しましょう。

※一般廃棄物再生利用指定業者については、別紙一覧表や浜松市公式ホームページをご覧ください。

浜松市公式ホームページ →  暮らす（ごみ・リサイクル） → 一般廃棄物収集運搬許可業者…一般廃棄物再生利用指定業者一覧表

●資源物のリサイクル

資源物



古紙類



段ボール



古布（古着）



缶



ビールびん、一升びん



剪定した枝など

再生品



新しい新聞紙、雑誌



段ボール箱



衣服類、ぞうきん



新しい缶、ビルや橋などの材料



新しいびん



製紙、燃料チップ 堆肥原料など

7. 廃棄物の減量について



3Rでゴミを減らそう

リデュース

まず、ゴミを減らしましょう

Reduce

ゴミを減らす一番大切な方法は、ゴミを出さないこと。ゴミとして捨てるものを徹底的に減らし、ゴミの減量を心がけましょう。計画的に購入し、必要以上にゴミを増やすことはやめましょう。

リユース

くりかえし使いましょう

Reuse

いらなくなったものをゴミとして捨ててしまう前に、何かに使えないかを考えてみませんか？自分ではもういらないと思っても必要としている人がいることがあります。

リサイクル

再び資源として利用しましょう

Recycle

事業所から出るゴミの中に資源物は混ざっていませんか？集められた資源物は、ものを作るための原料として利用され、生まれ変わって私たちの手元に戻ってきます。

紙ゴミの減量方法

○紙ゴミの減量ポイント

- ・ 不要紙の裏面の再使用をしましょう。
- ・ 封筒を社内用封筒に再使用しましょう。
- ・ 使い捨ての紙コップの使用をやめ、マイカップ等を利用しましょう。
- ・ 両面コピーの推進をしましょう。
- ・ 電子データを利用し、ペーパーレス化を推進しましょう。



○紙ゴミの分別方法

- ・ ゴミは、一人一人の手元で、素材別に分別しましょう。
- ・ コピー紙、新聞紙、雑誌、その他紙（包装紙、紙箱等）、段ボール等の古紙の分別を徹底しましょう。
- ・ 紙をシュレッダーにかけると、ほとんどリサイクルができなくなります。シュレッダーの使用を見直しましょう。
- ・ 機密文書も機密を保持したままリサイクルすることができます。詳しくは、資源回収業者に問い合わせてください。

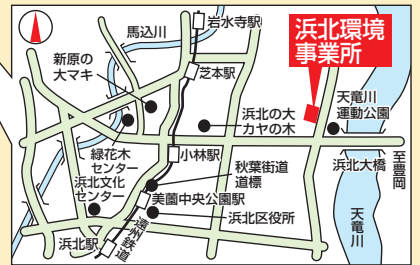
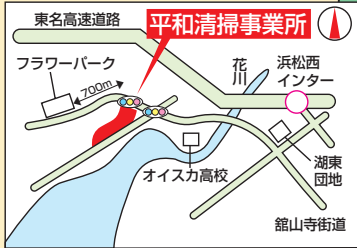
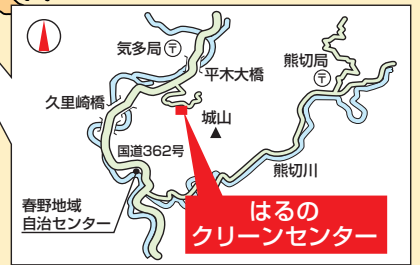
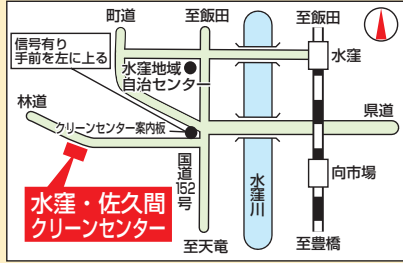
生ゴミの減量方法

○生ゴミの減量ポイント

- ・ 生ゴミ等は、水切りをしましょう。
- ・ 生ゴミ処理機やコンポスト等を利用しましょう。
- ・ 食材（食料品・生鮮品等）の適正な管理を行い、廃棄処分される食材を減らしましょう。

8. 事業系一般廃棄物処理施設一覧

- 浜松処理区
- 浜北処理区
- 天竜処理区
- 引佐処理区
- 舞阪・雄踏処理区



0 2 4 6km

| 搬入先 | 所在地 | 受入対象地域 | 問い合わせ先 | 搬入できるもの | | | | | |
|----------------|---------------|-----------------|-----------------------------|---------|------|--------|----|---|------|
| | | | | もえるごみ | 粗大ごみ | ペットボトル | びん | 缶 | 紙類 |
| 南清掃事業所 | 南区江之島町1715 | 浜松処理区 | 南清掃事業所 425-3680 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 西部清掃工場 | 西区篠原町26098-1 | 浜松処理区・引佐処理区 | 西部清掃工場 440-5374 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 平和清掃事業所 | 西区平松町77 | 浜松処理区・引佐処理区 | 平和清掃事業所 487-1131 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 浜北環境事業所 | 浜北区永島954 | 浜北処理区 | 浜北環境事業所 586-8686 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 湖西市環境センター | 湖西市吉美3294-47 | 舞阪・雄踏処理区(舞阪地域) | 舞阪地域自治センター地域生活課 592-8812 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 舞阪・雄踏処理区(雄踏地域) | 西区区民生活課 597-1150 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 天竜環境事業所 | 天竜区小川1558-3 | 天竜処理区 | 天竜環境事業所 983-2121 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| はるのクリーンセンター | 天竜区春野町宮川2858 | 天竜処理区(春野地域) | はるのクリーンセンター 989-0091 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 段ボール |
| 水窪・佐久間クリーンセンター | 天竜区水窪町奥領家2258 | 天竜処理区(水窪・佐久間地域) | 水窪・佐久間クリーンセンター 987-1957 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 段ボール |